太地町水道事業

経　営　戦　略

（令和７年度～令和 16 年度）

令 和 ７ 年 ３ 月

太 地 町

目　次

１．経営戦略の改定について ・・・・・・・・・・ **1**

２．事業概要 ・・・・・・・・・・ **1**

（１）事業の現況 ・・・・・・・・・・ 1

（２）これまでの主な経営健全化の取組 ・・・・・・・・・・ 5

（３）経営比較分析表等を活用した現状分析 ・・・・・・・・・・ 5

３．将来の事業環境 ・・・・・・・・・・ **12**

（１）人口の予測 ・・・・・・・・・・ 12

（２）給水人口の予測 ・・・・・・・・・・ 12

（３）有収水量の予測 ・・・・・・・・・・ 13

（４）料金収入の見通し ・・・・・・・・・・ 13

（５）施設の見通し ・・・・・・・・・・ 14

（６）組織の見通し ・・・・・・・・・・ 15

４．経営の基本方針 ・・・・・・・・・・ **16**

５．投資・財政計画（収支計画） ・・・・・・・・・・ **18**

（１）投資・財政計画（収支計画） ・・・・・・・・・・ 18

①　収益的収入 ・・・・・・・・・・ 18

②　収益的支出 ・・・・・・・・・・ 18

③　当期純利益（純損失） ・・・・・・・・・・ 19

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 ・・・・・・・・・・ 20

①　収支計画のうち投資についての説明 ・・・・・・・・・・ 20

②　収支計画のうち財源についての説明 ・・・・・・・・・・ 21

③　収支計画のうち投資以外の経費についての説明 ・・・・・・・・・・ 21

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ・・・・・・ 23

６．経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 ・・・・・・・・・・ **25**

１．経営戦略の改定について

太地町の水道事業は、昭和 40 年４月１日の供用開始から約 60 年が経過しており、町内の水道整備はほぼ完了しております。現在は「太地町都市計画マスタープラン」に基づき、「災害に強いまちづくり」を目標に、設備の維持・更新等水道設備老朽化への対応及び耐震化を推し進めています。

平成 28 年度に、町民の皆様の生活に必要不可欠な水道事業の安定的な運営を図るため、中長期的な経営の計画である「太地町水道事業経営戦略」を策定しました。策定当時の平成 28 年度給水人口は 3,240 人でしたが、令和５年度給水人口は 2,826 人となり、人口の減少に伴い水需要は減少しています。また、節水機器の普及による影響もあわせて、料金収入の減少が進んでいます。一方、整備から 60 年を経過し、水道施設の老朽化が進んでいることから、設備の維持・更新等を行っています。しかし、2020 年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大、世界情勢の悪化及び円安などの要因が絡み合って物価高騰が起こっており、設備の維持・更新費用も増加傾向にあります。さらに、今後は、大規模地震や集中豪雨による災害への対応なども重要となっています。

こうした中、さまざまな経営環境の変化を反映した実効性のある戦略にするために、投資・財政計画の見直しを含めた経営戦略の改定を行います。

２．事業概要

（１）事業の現況

①　給水

供用開始年月日	昭和 40 年 4 月 1 日	計画給水人口	3,400 人
法適（全部・財務）・非適の区分	全部適用	現在給水人口	2,826 人
		有収水量密度	1.26 千㎥／ha

（令和６年３月末現在）

太地町の水道事業は、昭和 38 年 12 月に事業認可を受け、昭和 40 年４月に供用を開始しました。令和５年度末時点の給水人口は 2,826 人、普及率は 100%に達しています。

②　施設

<table>
<tr><td colspan="2">水　　源</td><td>地下水</td><td rowspan="2">管 路 延 長</td><td rowspan="2">36.23 千m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設数</td><td>浄水場設置数</td><td>0</td></tr>
<tr><td>配水池設置数</td><td>5</td><td rowspan="2">施設利用率</td><td rowspan="2">75.75%</td></tr>
<tr><td colspan="2">施 設 能 力</td><td>3,500 ㎥／日</td></tr>
</table>

（令和６年３月末現在）

太地町は、和歌山県の東南端で熊野灘に面し、総面積は 5.81 ㎢と和歌山県で一番小さく、その全域が海と那智勝浦町に囲まれています。

町内には、西地配水池、大垣配水池等の配水池及び管路で構成されています。

＜西地配水池＞

＜大垣配水池＞

③　料金

（ア）料金体系の概要・考え方

本町の料金体系は、メーター口径ごとに区分して、それぞれ基本料金と従量料金を設定しております。平成 26 年と平成 28 年の料金改定により、現行の料金体系となりました。

今後、給水人口の減少や節水機器の普及等により、給水収益の確保が難しい状況となってくる見込みであり、老朽化した水道施設の維持修繕や更新等による費用の増大や企業債の元利償還等もあることから、持続的な経営を維持するため新たな料金改定の検討が必要となります。

表１　料金表

基本料金及び従量料金【平成 26 年 4 月 1 日改定】

用　　途	基本料金（1か月につき）		超過料金 1㎥につき (円)
	水量（㎥）	料金（円）	
家事専用栓	10	1,100	150
官公署・学校・病院	20	2,530	160
浴場営業用	100	10,140	160
工場・事業場	50	6,340	160
営業用	20	2,530	160
一時用及び臨時給水	20	6,470	450
共用栓	１戸当たり　５	550	150
畑地用	10	1,100	150

メーター使用料【平成 28 年 4 月 1 日改定】

口　径	使用料
13㎜	50 円
20㎜	60 円
25㎜	70 円
30㎜	160 円
40㎜	190 円
50㎜	790 円
75㎜	1,050 円
75㎜ 超	使用者負担

④　組織

簡易水道事業に係る事務は、産業建設課で担っています。産業建設課は、建設係、都市計画係、町営住宅係、農林業係、水産振興係、商工係、農業委員会係、観光係、上水道係の９つの係と終末処理場からなる組織です。

現在上水道係の職員数は、正職員２名と会計年度任用職員１名の合計３名となっております。

◎太地町産業建設課の所掌事務

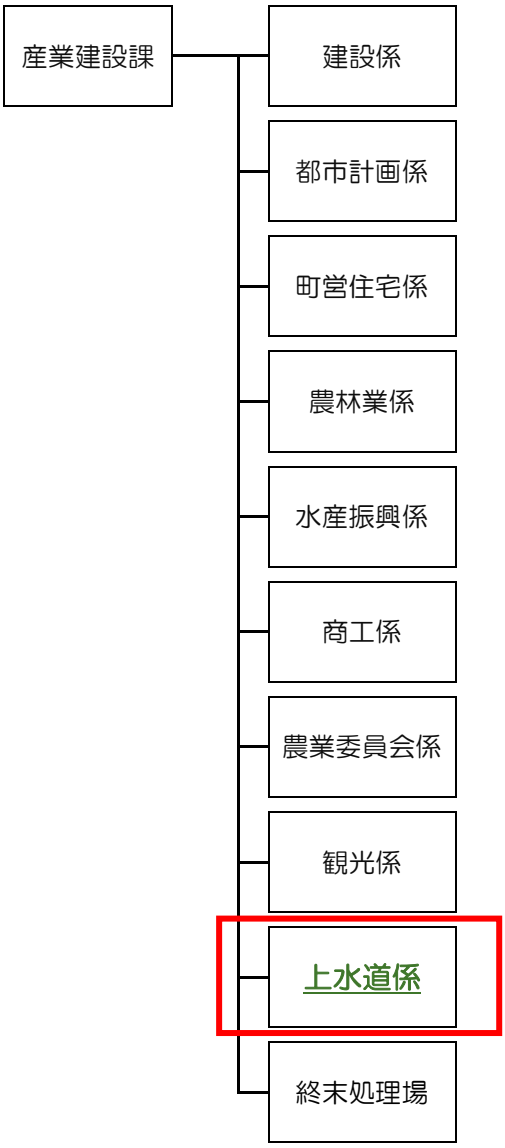

◎太地町水道事業推進体制　　※会計年度任用職員

所属	人数	職種
産業建設課	２７	―
上水道係	２	技術職員、事務職員
	１（※）	技術職員

（２）これまでの主な経営健全化の取組

平成 26 年４月１日に水道料金を改定しました。これにより給水収益は大幅に増加し、経常収支比率は 100%以上となり、赤字から黒字へと改善しました。また、有収率を向上させるため漏水調査を実施し、漏水箇所の修繕を行うことで、料金収入の確保に取り組みました。さらに、平成 28 年４月１日には、メーター使用料の改定を行い、口径 25 ㎜を超えるメーターについても貸し付けを行うことによって収入の増加に努めました。

一方、修繕等は可能な限り職員でできるように技術の継承を行い、経費削減に努めています。

（３）経営比較分析表等を活用した現状分析

経営比較分析表は、別紙１のとおりです。また、経営指標を用いた分析の現状と課題は次のとおりです。

①　経営の健全性・効率性

経常収支比率

指標の意味	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。
算　定　式	$\frac{経常収益}{経常費用} \times 100$

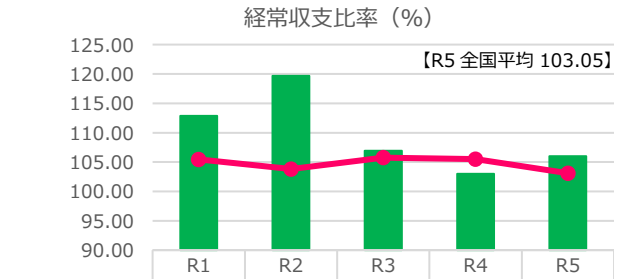

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	112.86	119.70	106.90	102.98	105.98
類似団体	105.45	103.82	105.75	105.52	103.10

分析・評価

収支が黒字であることを示す、100%以上で推移しており、現状は比較的良好な水準と言えます。

累積欠損金比率

指標の意味	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。 累積欠損金が発生していないことを示す０％であることが求められます。
算　定　式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

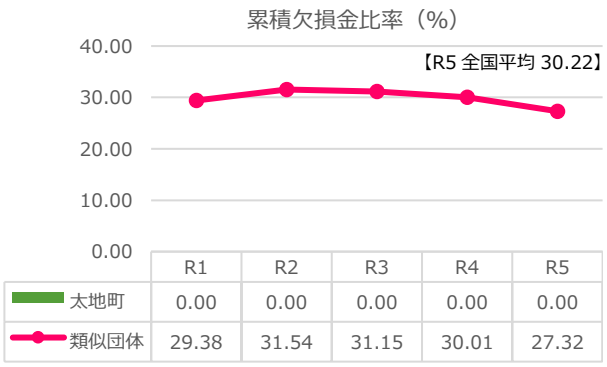

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体	29.38	31.54	31.15	30.01	27.32

分析・評価

累積欠損金は発生していませんが、料金収入は減少傾向にあるため、今後継続的に経費節減や収入確保等の取組が必要となります。

流動比率

指標の意味	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。 一般的に 100%を下回るということは、１年以内に現金化できる資産で、１年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。
算　定　式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

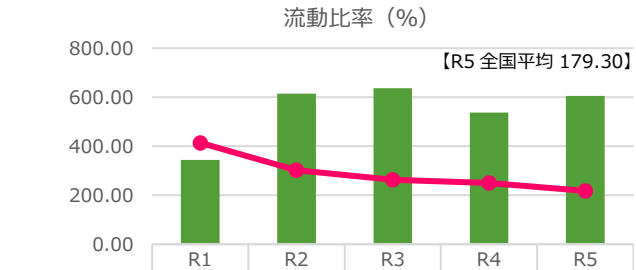

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	344.14	614.86	637.06	536.84	605.50
類似団体	413.82	302.22	263.45	249.43	217.55

分析・評価

類似団体平均値を上回っており、現状短期的な支払能力は担保されていますが、今後施設の老朽化等に伴う更新投資の負担が予想されることから、継続的な経営改善の努力が必要となります。

企業債残高対給水収益比率

指標の意味	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。
算　定　式	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$

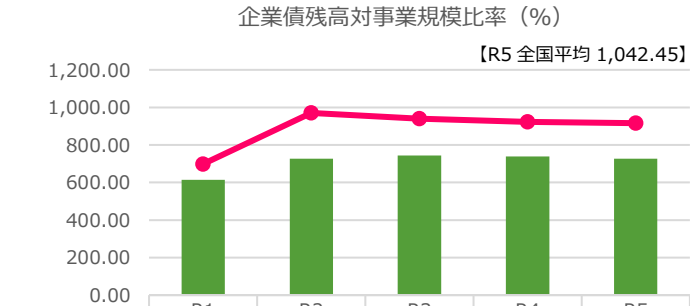

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	614.04	727.04	744.37	738.33	726.97
類似団体	698.55	970.36	940.22	922.05	916.17

分析・評価

類似団体平均値よりも低水準となっています。
しかし、施設の老朽化に伴い、今後管路や施設等の更新投資財源の一部を起債で賄うため、指標の上昇が見込まれます。

料金回収率

指標の意味	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標で、料金水準等を評価することが可能です。 料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にあっては、適切な料金収入の確保が求められます。
算　定　式	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

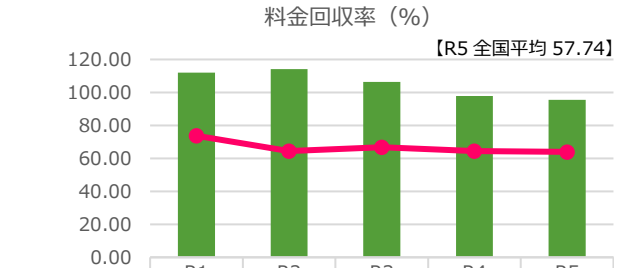

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	112.09	114.22	106.34	97.92	95.55
類似団体	73.70	64.52	66.80	64.39	63.95

分析・評価

類似団体平均を上回っているものの、令和 4 年と 5 年は動力費等の物価高の影響により 100%を下回っています。
今後も、物価高の影響は継続する見込みであり、適切な料金収入の確保に努める必要があります。

給水原価

指標の意味	有収水量１㎥あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。 明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。 必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要となります。
算　定　式	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$

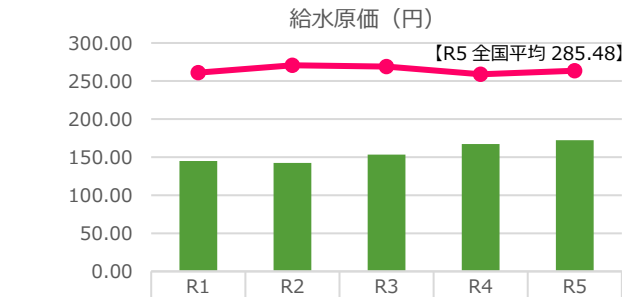

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	144.83	142.29	153.36	167.36	172.29
類似団体	261.02	270.68	268.88	258.90	263.56

分析・評価

現状では、類似団体より給水原価は低く抑えられていますが、施設の老朽化による修繕等の経費負担が予想されるため、給水原価は上昇していく見込みとなっております。

施設利用率

指標の意味	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。 明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。 経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。
算　定　式	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$

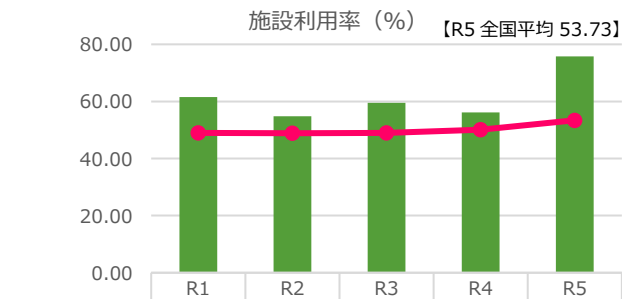

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	61.51	54.76	59.52	56.10	75.75
類似団体	49.01	48.86	49.00	50.07	53.40

分析・評価

令和５年度は漏水が影響し、施設利用率が前年より上昇をしています。漏水対策を行っていくことで、施設利用率は低下する見込となっています。

有収率

指標の意味	施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標。 100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要があります。
算　定　式	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$

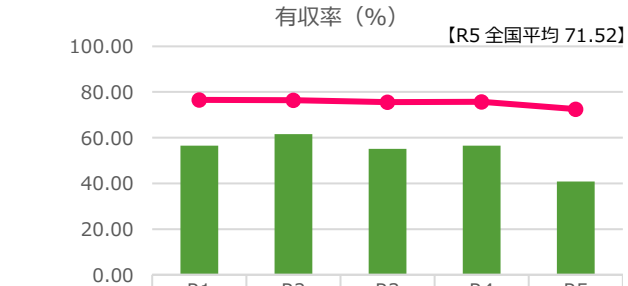

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	56.57	61.57	55.19	56.58	40.87
類似団体	76.57	76.48	75.64	75.70	72.53

分析・評価

有収率は類似団体に比べて低い水準にあります。漏水調査等の対策を講じていますが、改善が進んでいない状況です。今後は、漏水調査を強化して漏水箇所の適切な修繕等を行い、有収率の抜本的な改善を図っていく必要があります。

②　老朽化の状況

有形固定資産減価償却率

指標の意味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。 一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。
算　定　式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$

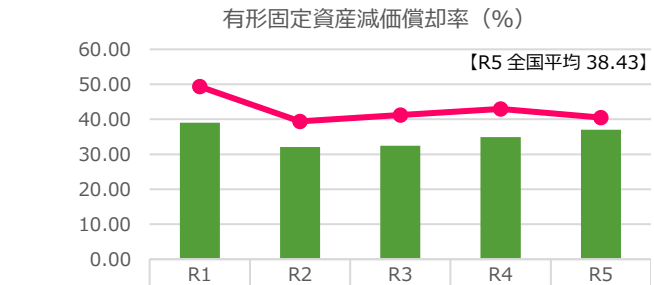

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	39.01	32.03	32.46	34.93	37.05
類似団体	49.34	39.41	41.18	42.98	40.46

分析・評価

供用開始から約 60 年が経過しており、老朽施設については随時更新しております。このため類似団体に比べて数値は低くなっておりますが、年数の経過とともに数値は上昇傾向にあります。

管路経年化率

指標の意味	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。 一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。		
算　定　式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	分析・評価	供用開始から約 60 年が経過していますが、管路の更新を随時行っているため、指標の数値は類似団体に比べて低い水準となっております。しかし、今後は経過年数の進行により数値の上昇が見込まれます。

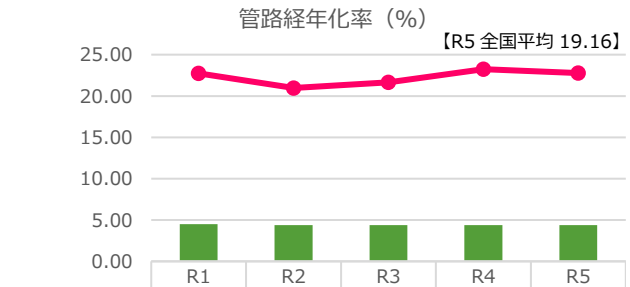

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	4.49	4.39	4.39	4.39	4.39
類似団体	22.75	20.97	21.65	23.24	22.77

管路更新率

指標の意味	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。 明確な数値基準はありませんが、数値が１％の場合、すべての管路を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できます。		
算　定　式	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	分析・評価	令和２年度及び令和３年度は、管路の更新を行っております。今後も施設の老朽化に伴いさらなる管路の更新が必要となるため、計画的に進めていく予定です。

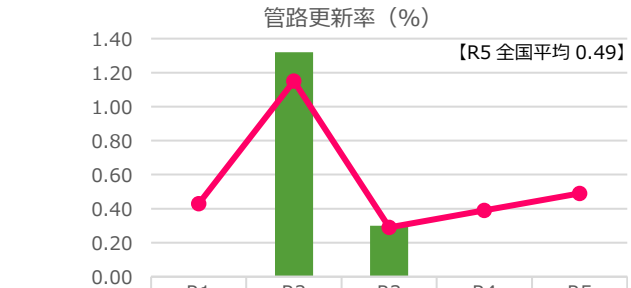

	R1	R2	R3	R4	R5
太地町	0.00	1.32	0.30	0.00	0.00
類似団体	0.43	1.15	0.29	0.39	0.49

③　経営指標分析の全体総括と課題

平成 26 年度に水道料金の改定を行ったことにより、経常収支比率は大きく改善し、それ以降継続して 100%を上回っています。しかし、給水人口の減少による給水収益の減少や近年の物価高及び水道施設の老朽化に伴う水道施設の維持管理費用の増加により、下降傾向にあります。現状の課題としては、施設の利用率が高い一方で有収率は低い水準にあることから、漏水対策を早急に講じる必要があります。

また、本町の人口は今後も継続的に減少することが見込まれており、その影響から給水収益の低下が予測されます。さらに、供用開始後約 60 年を経過しており施設の老朽化も一層進んでいることから、維持管理費や更新投資の負担が今後ますます増加することが予測されます。

以上から、本町の水道事業の経営は今のところ比較的安定しているといえますが、長期的な視点からすると、人口の減少や施設老朽化により経営環境は悪化することが予想されます。

このため、さらなる経営の健全化と効率化に取り組む必要があります。

３．将来の事業環境

（１）人口の予測

本町の人口は、全国の人口が微増状態にあった 1980 年から 2010 年の間にも減少が続きました。令和２年（2020 年）を基準年とする国立社会保障・人口問題研究所（国勢調査人口）の推計によると、令和５年度（2024 年）末現在 2,826 人の人口は、令和 17 年（2035 年）には 2,216 人、令和 32 年（2050 年）には 1,601 人となり、大幅に減少すると予想されております。また令和２年（2020 年）の高齢人口比率は 44.8%と全国の 29.1%を大きく上回っております。

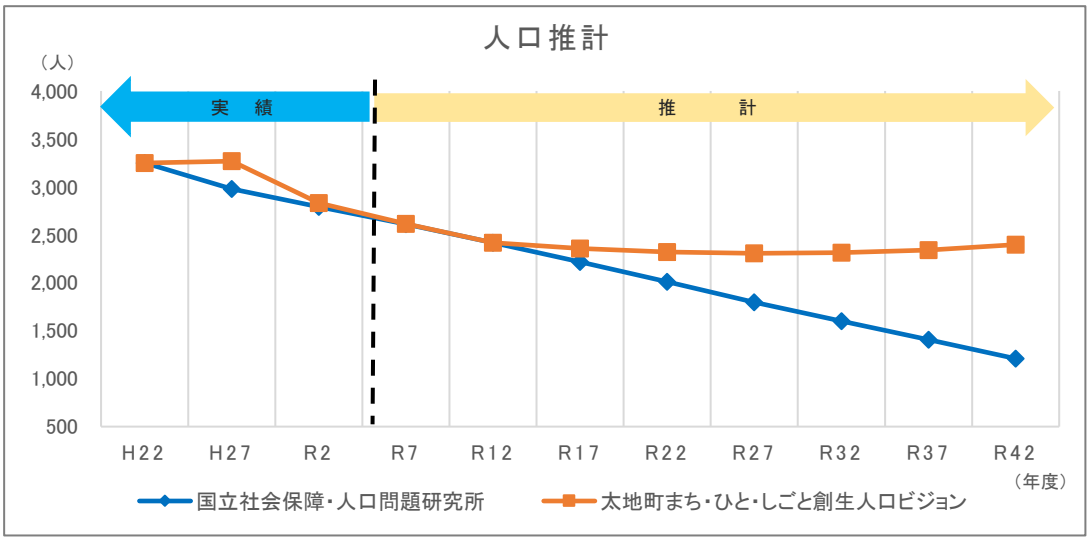

（２）給水人口の予測

本戦略では、令和６年度から令和 11 年度までは直近５年間（令和元年度～令和５年度）の平均人口減少率に基づいて給水人口を推計し、令和 12 年度以降は国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口増減率で給水人口が推移していくものと予測しています。

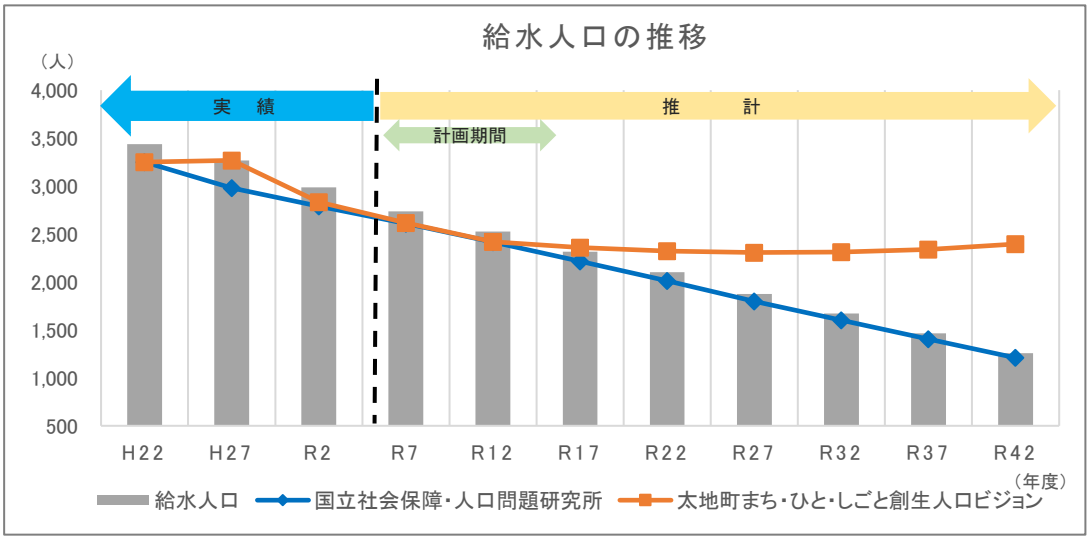

（３）有収水量の予測

有収水量は、家庭用と家庭用以外のその他に分けて予測しました。

家庭用は給水人口に比例するものとして予測しました。（１）給水人口の予測で記載したとおり、今後も給水人口は減少傾向が続くと予測しています。

有収水量（家庭用）　＝　R5 年度１日平均有収水量　×　給水人口増減率
有収水量（その他）　＝　令和５年度実績で一定とする

本町の有収水量は、平成 20 年度の年間 551 千㎥から減少傾向が続いております。主に少子高齢化による人口減少、節水機器の普及、生活スタイルの変化等により使用水量が減少しており、今後もこうした傾向は続いていくものと考えられます。

給水人口減少の影響を受けて有収水量も減少していく見通しとなりました。

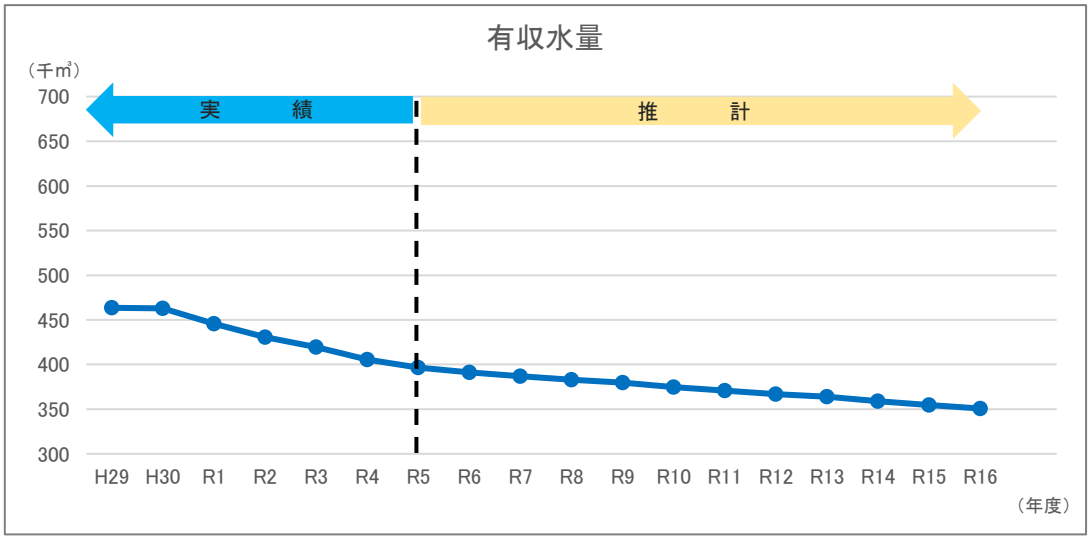

（４）料金収入の見通し

料金収入の見通しは、有収水量の予測値に、供給単価を乗じて算出しました。供給単価は料金改定を見込まず令和５年度実績値で一定と仮定しています。

料金収入については、平成 26 年度の料金改定により一時的に大幅に増加しました。しかし、その後は減少の一途をたどり、今後も給水人口の減少に伴って有収水量も減少していくため、料金収入も低下していく見通しとなりました。

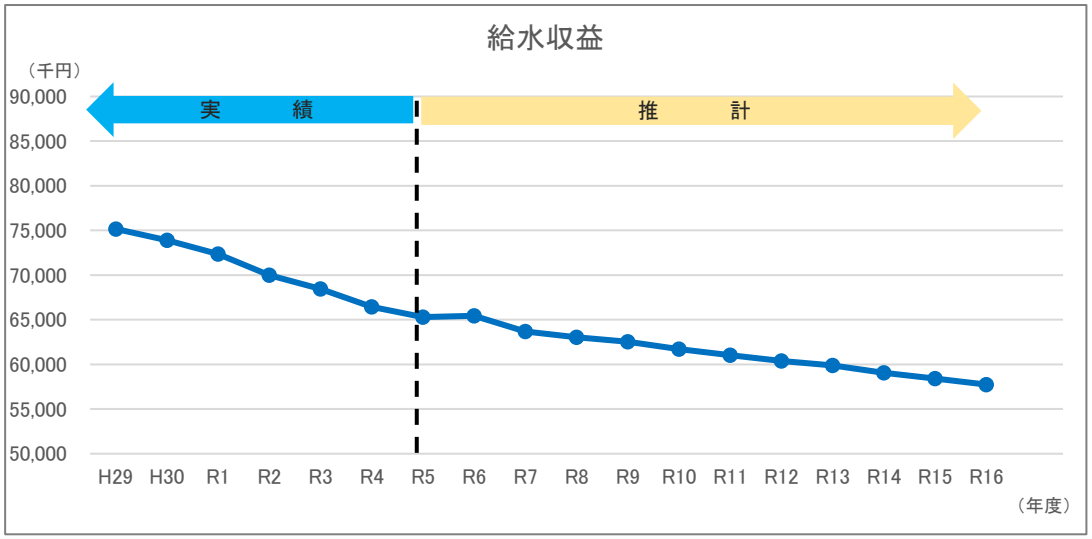

（５）施設の見通し

本町の配水施設の多くは、昭和 40 年代に整備されたため、老朽化に伴う更新投資等を実施してきました。公共施設等総合管理計画（平成 28 年３月）で算定された将来の更新費用は、今後 40 年間で約 42.1 億円の更新投資が必要となる見込みとなりました。

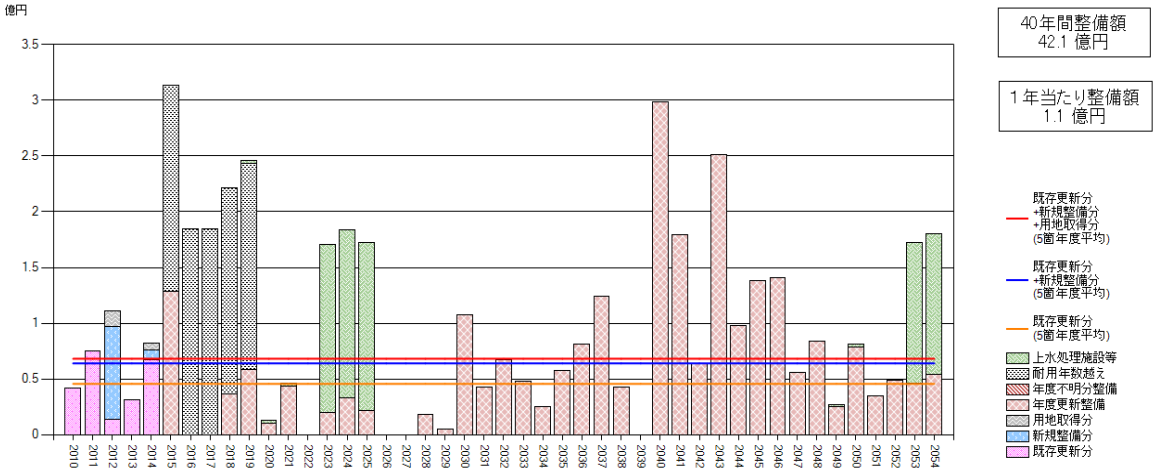

上記の見通しを踏まえ、今後予定する対応策及び投資計画は「５．投資・財政計画（収支計画）（２）①収支計画のうち投資についての説明」を参照してください。

（６）組織の見通し

令和６年４月１日から正職員２名（技術職員、事務職員）と会計年度任用職員（技術職員）１名の体制であり、技術の継承が必須のため今後もこの体制を維持していく予定です。

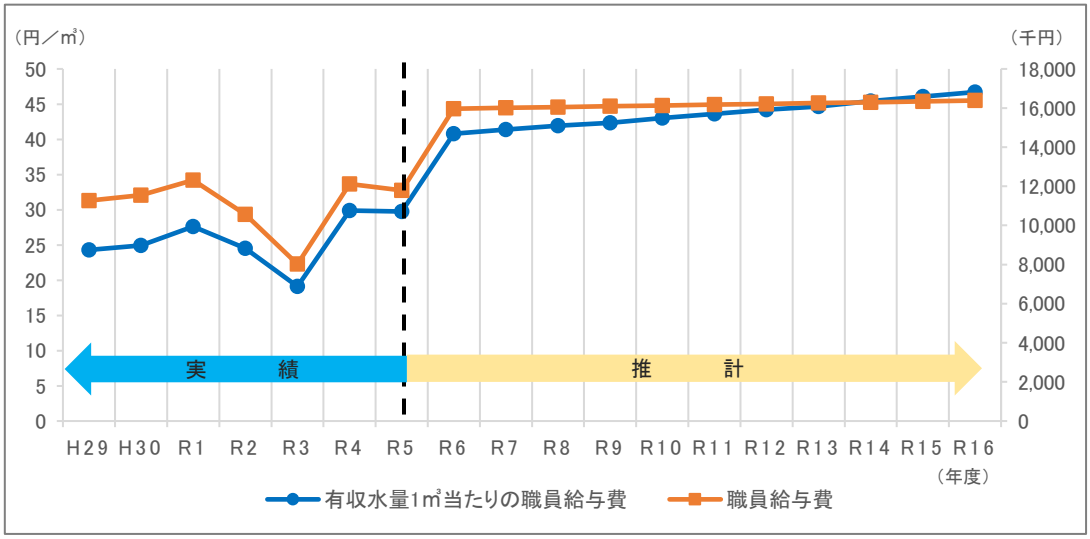

４． 経営の基本方針

水道事業は、町民の生活や事業活動を支える重要なライフラインであり、水の安定的な供給を行うことは社会生活を支えるうえで必要不可欠です。そのため、すべての町民に安全で良質な水道水を安定して供給することは、町の責務といえます。

そこで、将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続していくため、以下のとおり経営の基本方針を策定します。

【基本方針】

太陽と豊かな自然、歴史と文化の町、太地町
未来につづく 安全・安心な水をめざして

【具体的な取組・目標】

１．安定的な事業運営

水道事業は、水道料金収入を主たる財源として、独立採算を基本に経営を行っています。今後、人口減少や節水気運の高まりによって給水収益の減少が見込まれる一方で、老朽化や災害対策による施設更新等の投資資金が必要になっており、経営環境の厳しさがさらに増すことが予想されます。そのような状況においても、安定した事業運営を継続していくために、維持管理費の増大抑制や適正な料金収入の確保等に努め、経営基盤の強化を図ります。

● 経営基盤の強化

施設の老朽化が進んでいることから、今後は維持管理費等の増大が見込まれます。日常的な維持管理や修繕等を適切に実施することにより、維持管理費等の増大抑制に努めます。また、老朽化や災害対策による更新投資を計画的に実施し、投資の平準化及び効率化に努めます。

適正な料金収入の確保については、有収率が低水準にあるため、漏水対策を抜本的に見直し、耐震化を含めた管路更新を行うことで、有収率の向上を図ります。

２．安全で良質な水道水の供給

今後も引き続き、すべての町民に安心して水道水をご利用いただけるよう、水質管理に努めます。水質基準を遵守し、安全で良質な水道水を供給します。

● 適正な水質管理

水質検査は、水質基準の適合状況を確実に把握するために不可欠です。水の安全性を担保するため、適正に実施する必要があります。水道における水質検査は、法令等によって定期及び臨時の検査項目や頻度、採水場所等が定められておりますが、その他必要に応じて検査や試験を行い、適正な水質管理に努めます。

3．災害に強い水道

今後、発生が懸念される大規模自然災害に備えについても、着実に進めていく必要があります。本町では、「太地町地域強靭化計画」（令和３年 12 月改訂）に基づき、「強くしなやかな太地町」の構築に向け、地域強靭化に関する施策推進に取り組んでいます。大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の水道を確保するとともに、早期復旧を図れるよう事前の備えに努めます。

● 大規模自然災害への事前の備え

管路、配水池等の水道施設が被災し、長期間にわたり水道機能が停止するおそれがあります。事前の備えとして、水道施設や配水池の耐震化に努めます。

経営戦略においては、特に経営基盤の強化に焦点をあてて以下の目標値を設定します。

取組・指標等		R5（現状）	R11（中間目標）	R16（最終目標）
経営基盤の強化	維持管理費等の増大抑制	⇒ 継続的に実施	⇒	⇒
	投資の平準化	⇒ 継続的に実施	⇒	⇒
	有収率の向上	40.89%	50%	60%
	水道料金の適正化	５年ごとに見直し検討		

５． 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は、別紙２のとおりです。

① 収益的収入

人口減少に伴う使用水量の低下により、今後の料金収入は減少する見通しとなりました。

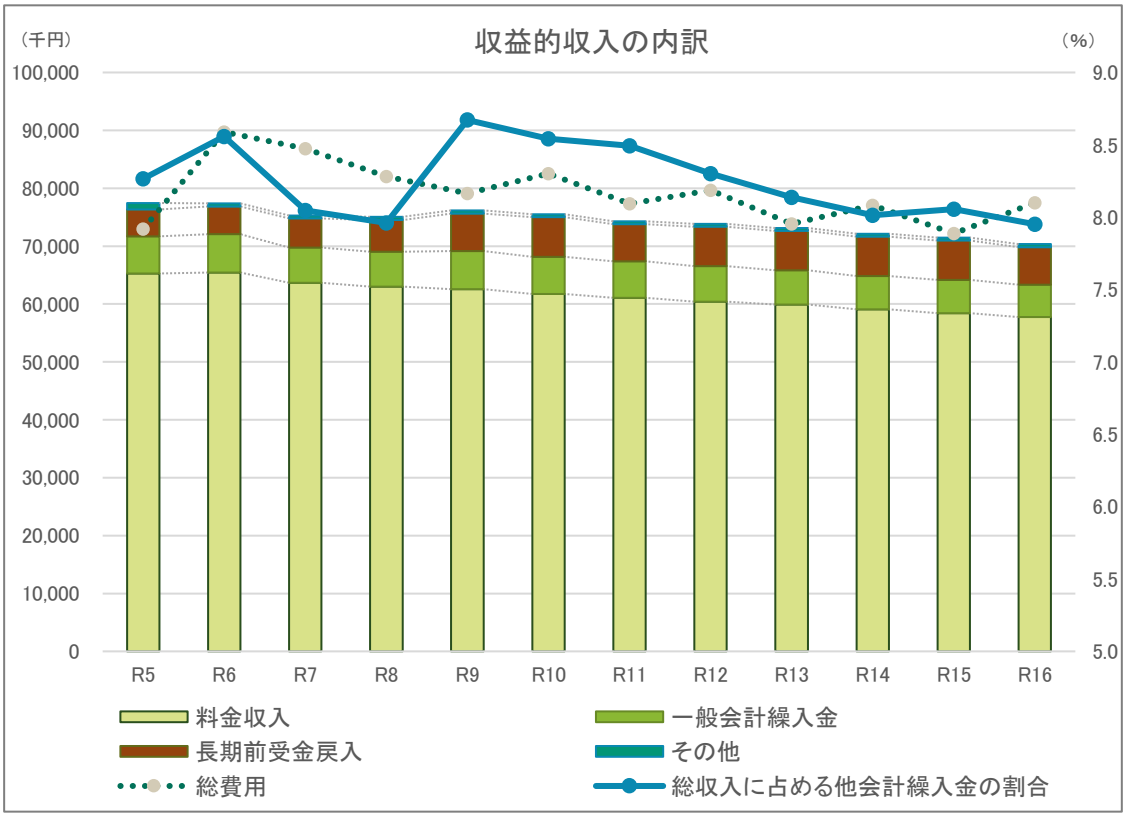

② 収益的支出

物価や人件費の上昇を考慮しているため、職員給与費や経費は増えていく傾向ですが、耐用年数を迎える資産が増えることから、減価償却費が減少し、全体的に収益的支出は減少していく見通しとなりました。

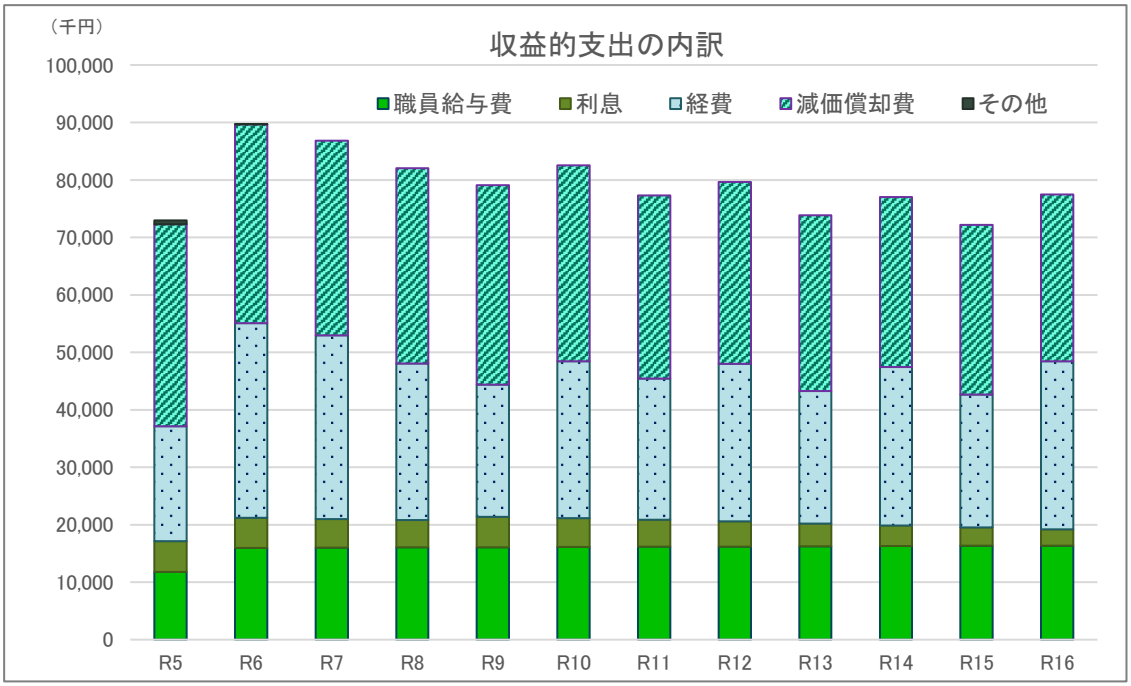

③　当期純利益（純損失）

収益的支出が収益的収入を上回り、継続的に赤字となる見通しとなりました。経常収支比率は９０%台を推移します。

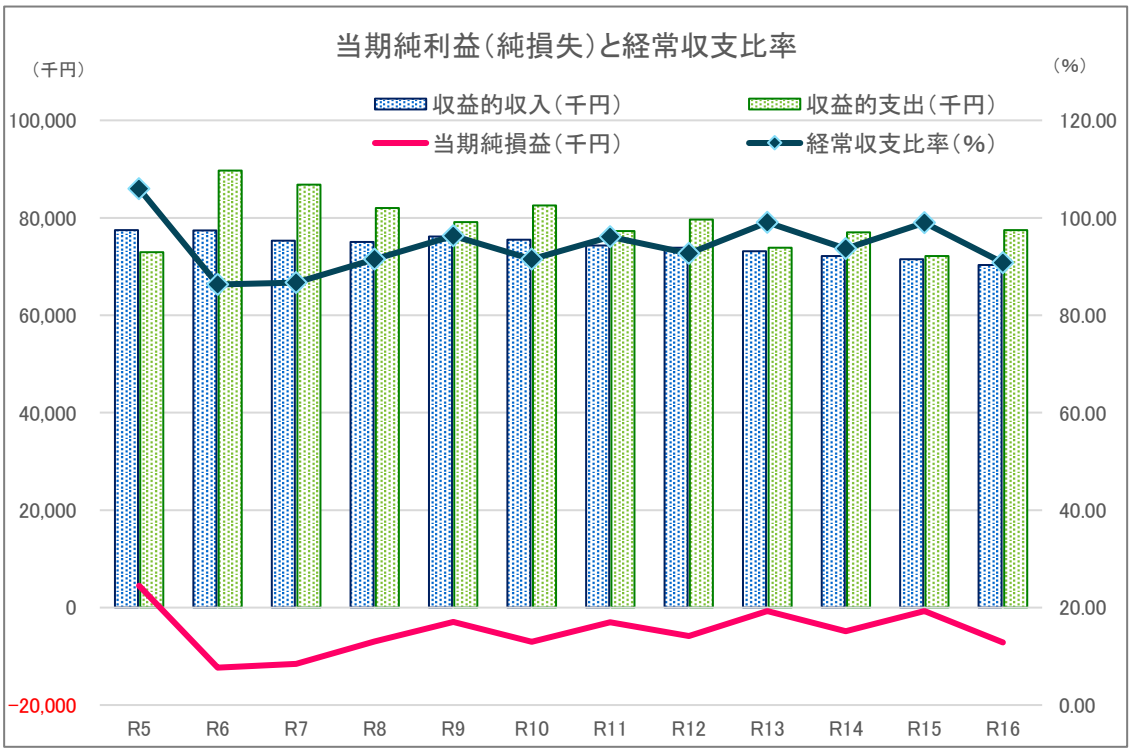

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①　収支計画のうち投資についての説明

令和６年度から令和 11 年にかけて配水池の整備及び管路の耐震化計画を策定しています。また、施設や設備の長寿命化や定期的な点検による状況把握をもとに優先度に応じた更新を実施する予定です。今後は計画的な修繕・更新等を行い、予防保全とライフサイクルコストの低減を図ります。

具体的には、下記のとおり、夏山配水池更新工事、管路耐震化工事など６年間で建設改良費を１億９千万円見込んでいます。

また、令和 12 年度以降は毎年１千万円の水道本管布設替工事（耐震化）に係る建設改良費を計上しています。

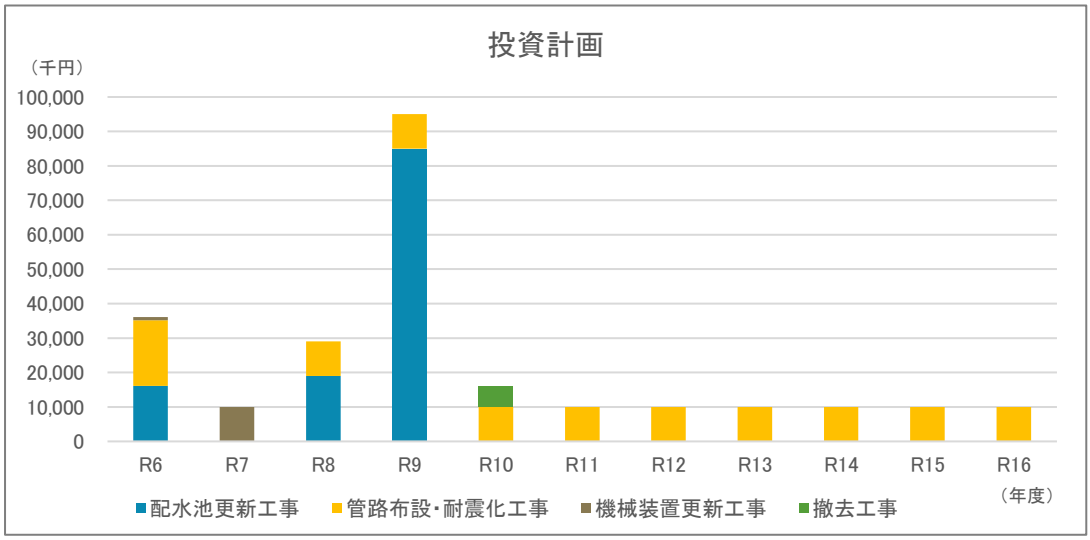

（投資計画）

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
夏山配水池更新工事関連	16,115		19,000	85,000		
管路布設・耐震化工事	19,041		10,000	10,000	10,000	10,000
機械装置改修工事	909	10,000				
撤去工事					6,000	
建設改良費合計	36,065	10,000	29,000	95,000	16,000	10,000

②　収支計画のうち財源についての説明

（ア）料金収入

料金収入については、「３．将来の事業環境（４）料金収入の見通し」で示したとおりです。

（イ）建設改良費の財源（企業債と一般会計繰入金）

建設改良費の財源は、企業債の借入及び一般会計繰入金（過疎債）をそれぞれ 50%ずつと見込んでいます。

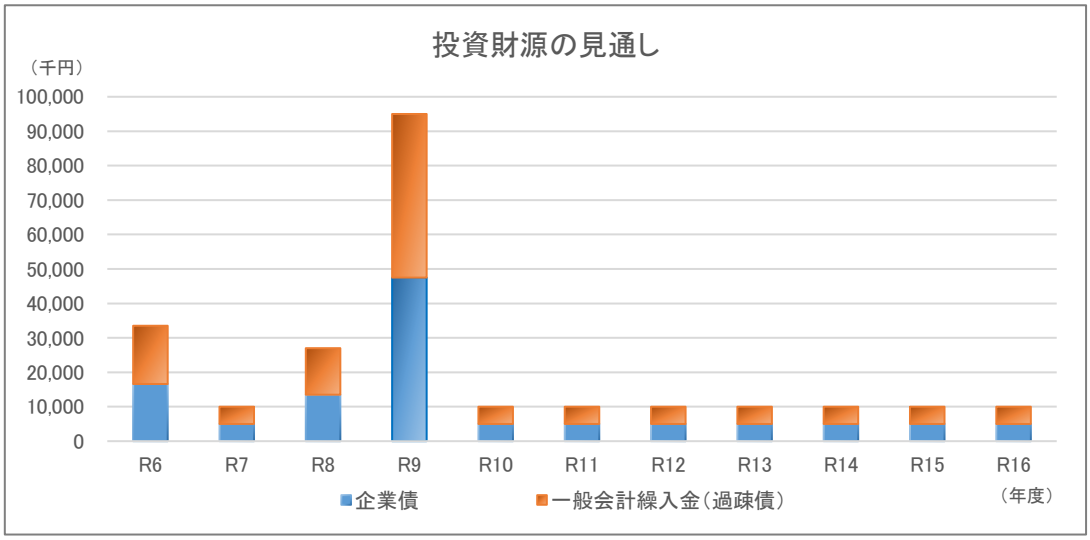

（ウ）企業債償還金の財源（一般会計繰入金）

企業債償還金の財源は、一般会計繰入金と内部留保資金をそれぞれ約 50%ずつと見込んでいます。

計画期間においては、起債額より償還額の方が多いため企業債残高は減少していく見込みです。

③　収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- **職員給与費**

１人あたりの職員給与費に職員数を乗じて算定しています。１人あたりの職員給与費は令和６年度の決算見込額を基準とし、過去 10 年間の人事院勧告の改定率を参考にして定めた昇給率を加味して算定しました。

- **動力費・薬品費**

配水量１㎥当たりの単価に各年度の予測配水量を乗じています。配水量１㎥当たりの単価は過年度の実績値を基準とし、物価上昇率を加味しています。

- **委託料**

経常的に発生する委託業務については、令和６年度の決算見込を基準とし、物価上昇率を加味して計上しました。また、単年度で予定されている委託業務については、個別に見込額を計上しました。

- **その他の維持管理費**

過年度の実績値を基準とし、物価上昇率を加味して計上しました。

- **減価償却費**

令和５年度までに取得した資産の減価償却費は固定資産システムより推計しました。令和６年度以降に取得予定の資産については、取得資産に応じた法定耐用年数で償却費を算定しています。なお、固定資産の財源についても、取得資産に応じた耐用年数で収益化（長期前受金戻入）の計算をしています。

- **支払利息**

令和５年度までに発行した企業債に係る支払利息は、工事内容により返済期間及び利率を設定し、計上しています。

・市屋水源地受変電設備更新工事
返済期間 15 年（据置期間３年）元利均等償還、年利率 1.5%

・用地造成工事、測量設計業務
返済期間 20 年（据置期間３年）元利均等償還、年利率 1.5%

・送配水管布設替及び夏山配水池更新工事
返済期間 30 年（据置期間５年）元利均等償還、年利率 1.9%

- **その他の項目**

実績がないため、見込んでいません。

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①　投資について検討状況等

（ア）民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI 等の導入等）

現時点で PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。

今後は先行事例や近隣の自治体の動向などを参考にし、最も適切な方法を選定するための調査・検討を進めていきます。その際、水供給の安全性や安定性、危機管理体制の維持等も十分考慮します。

（イ）広域化

和歌山県においては、令和元年６月に「和歌山県水道ビジョン」を策定し、県内水道事業の広域化の推進方針や当面の具体的な取組について、今後の方向性を明記しました。また、本ビジョンを具現化するものとして、令和５年３月に「和歌山県水道広域化推進プラン」を策定しました。本プランでは、広域化における多様な方策について、長期的な財政シミュレーションを実施し、具体的な効果を提示するとともに、広域化に向けた今後の検討方針についても記載しています。

現在、和歌山県環境生活部生活衛生課とともに、新宮・東牟婁圏域水道事業者懇談会において、将来的な広域化について協議を行っております。具体的には、事業統合において、組織だけでなく、近隣市町村間での水道施設の統合が可能かどうかの協議を行っているところであり、地理的要件等課題も多いことから、本町として広域化の促進を図るため、引き続き協議を行っていきます。

（ウ）施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）、施設・設備の合理化（スペックダウン）

安全で良質な水道水を安定的に供給するために水道施設の性能・機能を適正な水準に保っていくためには、定期的な点検による修繕や小規模改修工事、大規模改修工事、長寿命化改修工事、建て替えなどの選択肢がありますが、これらの中でライフサイクルコストが最も削減できる方法を選択していきます。

また、今後、将来の給水人口の減少とそれに伴う水需要の減少予測に基づいた中長期的な観点から、適正な施設・設備の規模を検証し、ダウンサイジングやスペックダウンなども考慮した計画を策定し実行していきます。

（エ）DX・GX の取組

新技術（省エネルギー技術等）及び情報通信技術（ICT や IoT）の活用を検討します。

②　財源について検討状況等

（ア）料金

平成 26 年度に料金改定を実施し、その後 10 年が経過しました。料金改定により一定の料金収入を確保したことによって、これまで経常収支率や料金回収率は 100%を超えて健全な事業運営を継続してきました。しかし、人口の減少により料金収入は減少の一途をたどっています。今後も人口減少に伴う料金収入の一層の減少や施設老朽化による維持管理経費の増大等を加味すると、安定的な事業運営を図るため、さらなる料金の見直しを検討する必要があるといえます。

投資・財政計画では、計画期間内において資金不足の発生はありませんが、継続的に赤字が発生していることを鑑み、適正な料金水準について検討をおこなっていきます。

（イ）企業債

今後の人口減少を踏まえ、将来世代に過度な負担を強いることのないように、企業債発行額を適切に管理していきます。

（ウ）一般会計繰入金

簡易水道事業債の元利償還金を繰出し基準に準じて基準内繰入金として、一般会計から繰り入れています。なお、建設改良費に対する一般会計繰入金は、一般会計が借り入れた過疎債を含んでいます。

（エ）資産の有効活用等による収入増加の取組

現状は、有効活用できる資産はありませんが、可能性があれば検討をします。

③　投資以外の経費についての検討状況等

漏水調査等を定期的に実施し、漏水発見の都度、修繕を行ってきましたが、他の箇所から漏水が発生するなど、改善には至っていません。

今後は、漏水調査を継続しつつ、管路施設の老朽化に伴う漏水等を防止し、有収水量の向上に努めます。

６．経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

今年度策定した経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、５年ごとに見直し（ローリング）を行うことが必要です。

ついては、PDCA サイクルの考え方を活用し、毎年度の経営指標の状況や財務状況等を客観的に分析し、評価と見直しを行うことで継続的改善を図ります。性質上成果が数値としてあらわれにくい目標については、庁内で取り組み内容等の情報共有を行いさらなる改善に向けた連携を図ることで施策の管理・進捗に努めます。

見直しにあたっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる PDCA サイクルの方法を採ります。

見直し・事後検証は、５年ごとに行うこととし、社会経済情勢の変化や本町を取り巻く環境の変化、新たな課題の発生状況等を考慮して施策の方向性を検討します。

・毎年度の進捗管理（モニタリング）

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離の確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性の確認

・５年ごとの検証・見直し（ローリング）
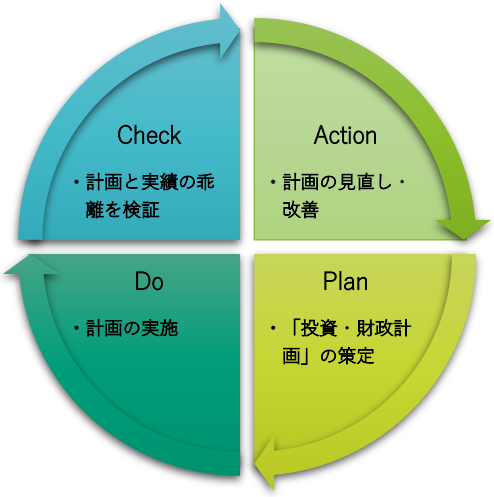
- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画及び財源の内容の検証及び見直し
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定